

大阪版市場化テスト監理委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪版市場化テストの実施について、その透明性、公平性、中立性を確保するため、業務の適正かつ確実な実施を検証するとともに、新たな対象業務や制度充実に向けた提言を行う大阪版市場化テスト監理委員会（以下「監理委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 監理委員会は、大阪版市場化テストの実施に係る以下の事項について審議し、助言するものとする。

- (1) 対象事業の選定
- (2) 実施方針の策定・公表
- (3) 民間事業者等からの提案の検討
- (4) 事業実施のモニタリング、事業実施後の評価
- (5) 市場化テストの対象として検討すべき業務分野の提言
- (6) 制度充実にについての提言

(組織等)

第3条 監理委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、市場化テストに関して見識を有する者の中から知事が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門的な見地から意見を聴取するため、必要に応じ、監理委員会に対象事業に精通した専門委員を置くことができる。

(委員長等)

第4条 監理委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

- 2 監理委員会に委員長代理を置き、委員長代理は委員長が指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 監理委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 監理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 監理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 監理委員会の事務局は、政策企画部企画室において実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監理委員会の実施に関し必要な事項は、別途定める。

(附 則)

1. この要綱は、平成19年1月25日から施行する。
2. 第3条第3項の規定に関わらず、当初の委員の任期は、平成21年3月までとする。